

IPLux (アイピー・ルクス)

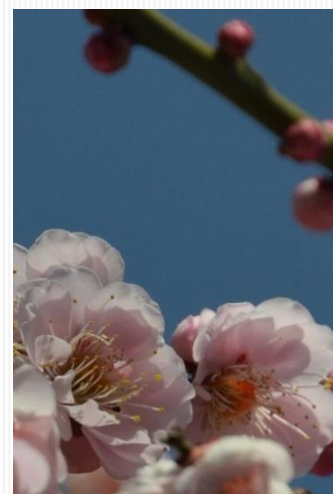
TOPICS

- 1.ご挨拶
- 2.地域活性化における知財の活用
- 3.知的財産権融資の活発化(中国)
- 4.Nintendo Switchの特許と意匠
- 5.商標登録出願のくじ引き

◇ ご挨拶

IPLuxを発刊して三度目の春がやってきました。今シーズンは寒い日が多かったですが、平昌オリンピックでは冬季オリンピック過去最多のメダル数を獲得する等、明るい話題も多かったと思います。特に、直前のけがを克服しての

羽生結弦選手の二連覇、女子パシュートでの一糸乱れぬ連携での初金メダル、及び女子カーリングでの初銅メダル等々、目標を持ち、地道に日々改良を重ねつつ努力することの大切さを改めて実感しました。



◇ 地域活性化における知財の活用

2月下旬に、地域活性化に関する知財関連のニュースがありました。

「知的財産で産業振興を 郡山市と弁理士会連携へ 東北初」(河北新報)

http://www.kahoku.co.jp/tohokunews/201802/20180218_61034.html

「津 知的財産で地方創生 週末パテントセミナー 三重」(伊勢新聞)

<http://www.isenp.co.jp/2018/02/17/14220/>

個人的に、都道府県が行う知財活用事業はよく聞いておりましたので、市区町村(ここでは市)が行うことに驚きました。費用面など大規模な支援は都道府県が行う方がよいでしょう。しかし、地域活性化と知財とは非常に密接するものであり、具体的な支援・活動は市区町村の方が小回りが利きます。たとえば、以下の点が挙げられます。

1. 知財相談窓口の開設

現在は県庁所在地にしか知財相談窓口がないことが多いです。市区町村ごとに(もしくは近

隣とあわせてひとつ)窓口があった方が、地域に対して開かれた窓口となります。また、窓口の相談員もすぐに相談者を訪ねることができ、利便性は高いです。「地域のことをわかっている」という安心感もあります。

2. ゆるキャラの管理など(ソフトコンテンツ)

地域のゆるキャラの募集から出願・登録、ライセンス管理などを市区町村が行うことで、地域性をアピールできます。広くソフトコンテンツとしての活用が期待されます。

3. 学生に対する知財教育の実施

小、中、高校生に対して「近年、この地域の名産品(農産物など)の外国産が増加している。知財でどのような保護や活用ができるか？」など地域産業と関連付ければ、より地域や知財の興味が深まります。

4. 大学との産学連携

いわゆる産学連携ですが、地方の大学では大学内に知財活用センターを設立することが困難かもしれません。初めは窓口の相談員を派遣するのも一案です。

◇ 知的財産権融資の活発化(中国)

特許権や商標権を所有するという事は、自社技術やブランドの価値を守るために必要なことですが、もっと有効に活用できないか、ということとは従来から権利者の中での課題になっています。

中国では、ここ5年で特許も商標も出願件数が倍以上に増加し、権利数も驚異的に増加しており、権利者から権利の有効活用法の確立の要請が高まっています。

これを受けて、中国では政府主導で、特許権の価値を評価して、その評価に応じた融資をする仕組みを積極的に整備しています。

具体的な動きとしては、2017年10月に中国特許庁は、地方特許行政局に通達を出しました。

内容は、2018年6月までに、地方財政からの基金を設立して知財融資第一号を実現させる、ことです。

つまり、地方行政が基金を設立し、特定の知財権評価機関が申請があった知財権の価値評価を行い、その結果に応じて特定の銀行が融資をするしくみを確立することを政府主導でおこなうものです。これに先立ち、2017年3月からすでに遼寧省など4省で4億元の融資枠を設けてこの制度を試験的に運用しています。

中国だけではなく、隣国韓国でも、知財権融資は日本よりもかなり活発です。

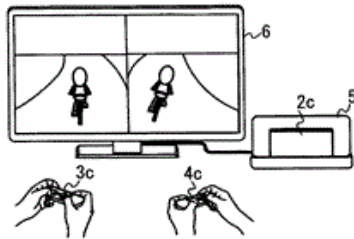
日本でも一部の地方銀行では知財融資を行ってはいますが、非常に規模が小さく、あまり活用しやすい制度とはいえません。また、知財権と企業の業績とは必ずしも連動するものではないので、不良債権リスクなどの問題もあります。

しかし、知的財産権も企業の財産であり、これをもとに技術開発費用の融資を受けることができれば企業にとっても有益であることは確かです。このよう制度の導入の要請が企業側から高まれば日本でも活発化するかもしれません。

◇ Nintendo Switchの特許と意匠

Nintendo Switchの魅力の秘密を、特許と意匠から探ってみました。本体と左右の操作器を組合せて1個のゲーム機として使う、1台の本体を見ながら、2人がそれぞれ左右の操作器を持ってプレイするなど、いろいろな楽しみ方があります。知財でも多面的な保護が図られています。

特許では、多様な遊戯態様の他、着脱に伴う構造面、操作器を振る入力と振動する出力の機能面、ドップラー効果などの高度な機能面の発明が出願されています。



複数の操作入力
と表示の連携
特開2017-148100, 101

- 撮像装置
特開2018-018405
- ドップラー効果
特開2018-023601
- 仮想カメラの移動
特開2018-019894
- 振動効果
特開2017-221427
- 振り入力の感知
特開2017-217139他
- 姿勢と動きを組合せた指示操作
特開2017-217229



- 着脱可能
特開2017-004523他
- 脱落防止
特開2017-000759他

意匠では、本体と左右の操作器を組合せた状態、操作器単体の他、操作器の操作部とコネクタ部の部分意匠も取得されています。



本体と左右の操作器
意匠1574793, 1574794

- 操作器の連結器具
意匠1577541
- 操作器のカバー
意匠1585832

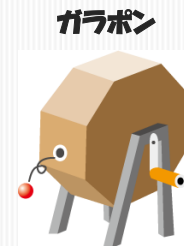
- 操作器の操作部分
意匠1578180

- 操作器全体
意匠1574796
- 操作器のコネクタ部分
意匠1583616, 1574797

◇ 商標登録出願のくじ引き

皆さん、商標登録出願に「くじ引き制度」があるのをご存じでしょうか？

「同日に同一又は類似の商標出願があった場合、特許庁長官は出願人に協議を命じ(商標法第8条第2項)、協議が成立しないときは、特許庁長官が行う公正な方法によるくじにより定めた一の商標登録出願人のみが商標登録を受けることができる(同第5項)。」と定められています。特許・実用新案・意匠においては、協議が成立しなかった場合、何れの出願も登録されませんが、商標は登録され得ます。商標は選択物であるので、権利を与えても影響が小さいからです。では、くじ引きはどのように行うのでしょうか。次の順番で行うそうです。



何れも著作権フリーイラスト

- ① 「じゃんけん」でサイコロを振る順番を決定する。
- ② 「サイコロ」を振ってくじを引く順番を決定する。
- ③ ②で決定した順番に基づき11種類の色の玉中から好きな色を各出願人が選ぶ。
- ④ 選ばれた玉を商店街の景品抽選などで見かける「ガラポン」に入れる。
- ⑤ 最後に特許庁職員が「ガラポン」を回し、玉を出す。

原則、最初に出た玉の色を選んだ人が商標登録を受ける権利を有しますが、3件以上の場合、類似関係により2番目に出た人も商標登録を受ける権利を有する場合があります。意外と複雑ですね。弁理士をしている間に一度は経験したいものです。

お問い合わせ先

お陰さまで1周年を迎えました。
今後ともご指導・ご鞭撻をどうぞよろしくお願い申し上げます。

英究特許事務所
弁理士 小島 浩嗣

MAIL: kojima@aq-patent.com

TEL: 03 (6869) 2686

TEL/FAX: 04 (2935) 3214 (所沢サイト)

URL: <http://www.aq-patent.com> … 本レターでご紹介のSwitchの特許・意匠の詳細の他、いくつかの事例研究も公開しています。

1年間の活動

- ・ PCT出願の国内移行
- ・ PCT出願
- ・ 特許調査 主に無効資料調査 (14件中5件でX文献抽出)
- ・ セミナー 9件

※本ニュースレターは、有志の弁理士グループ『Team Lux(チーム・ルクス)』(本谷、井澤、藁科、小島)が旬の知財情報の中から、企業の皆さまの知財業務に役立つ情報をピックアップして提供させていただいております。尚、内容についてのご質問、お問合せは、『Team Lux(チーム・ルクス)』のメンバーである配布責任者までお願いいたします。

※ニュースレター『IPLux(アイピー・ルクス)』の名称について

「Lux(ルクス)」はラテン語で「光」の意味です。本ニュースレターが、皆様にとって知的財産(IP; Intellectual Property)に関する一筋の道、一筋の光となるように命名しました。末永くご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。